

# 水道水における有機フッ素化合物 PFAS (PFOS・PFOA) について

---

水道水の PFAS (PFOS・PFOA) の定期検査の結果は、国が定める暫定目標値 (PFOS と PFOA の合計で 50ng/L) (注釈 1) を大幅に下回っており、安全性は確認できていますので、安心してご飲用いただけます。

今後も継続して PFOS 及び PFOA の検査を行い、水道水で安定的に目標値を下回るよう管理を徹底するとともに、検査結果を定期的にホームページに掲載していきます。

## PFAS (ピーファス)

PFAS とは、炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物 (ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称) で 10,000 種存在するとされています。PFAS には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、中でもペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) は、幅広く使用されていたことから、この 2 種に暫定目標値が設定されています。

## PFOS 及び PFOA (ピーフォス、ピーフォア)

PFOS は、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA は、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに主に使われてきました。

しかし、これらは環境中で分解されにくく、近年、環境残留性や蓄積性、長期毒性の疑いなどから国際的に製造等が禁止されています。(注釈 2)

---

注釈 1： 体重 50kg の人が、1 日当たり 2L の水を一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと考えられる値として設定されています。

注釈 2： PFOS は平成 22 年、PFOA は令和 3 年 10 月から、使用・製造が禁止されています。

参照：環境省 PFOS、PFOA に関する Q & A 集

<https://www.env.go.jp/content/000150400.pdf>

パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)検査結果

採水日 令和5年12月～令和6年1月

	浄水系統	種別	結果 (ng/L)
今治水道事業	高橋	浄水	5未満
	馬越	浄水	5未満
	桜井	浄水	5未満
朝倉水道事業	峠	浄水	5未満
	荒屋敷	浄水	5未満
玉川水道事業	龍岡	浄水	5未満
	八幡	浄水	5未満
菊間水道事業	高田・旭町	浄水	5未満
	亀岡	浄水	5未満
	西山	浄水	5未満
越智諸島水道事業	台	浄水	5未満
	宮浦	浄水	5未満
	井口	浄水	5未満
関前地区簡易水道事業	大下	浄水	5未満
津島飲料水供給施設	津島	浄水	5未満

\* 国が定める暫定目標値 (PFOS と PFOA の合計で 50ng/L)